

## 水道料金の基本料金 4 か月分を免除

豊田市は、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策として、水道を利用している世帯及び事業者の経済的な負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を4か月免除します。

- 対象者  
豊田市水道事業と給水契約を締結し、水道を利用している世帯及び事業者  
約175,000件
- 内容  
水道料金の基本料金（税込み）を4か月免除します。  
※一般家庭で口径20ミリの場合、4か月で3,916円（税込み）免除となります。  
※水道料金は2か月に1回の請求（1期）となっています。
- 期間  
令和2年7月又は8月請求分から2期分  
・請求月が奇数の場合：7月（6月検針分）及び9月（8月検針分）の請求分  
・請求月が偶数の場合：8月（7月検針分）及び10月（9月検針分）の請求分  
※6月検針の場合、前2か月（4月、5月）の水道使用量となります。
- 免除方法  
水道料金から基本料金（税込み）を差し引いた額を請求します。
- 予算  
約8億円（6月議会対応）